

2008年9月1日

内閣総理大臣認定適格消費者団体  
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 野々山 宏 先生

長島・大野・常松法律事務所  
弁護士 木村 久也  
同 中村 由紀

回答書

拝啓 時下益々御清祥の御事とお慶び申し上げます。

さて、私どもは、ソフトバンクモバイル株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴法人から当社宛ての平成20年8月6日付け通知状（以下「通知状」といいます。）に対して本状により回答させていただきます。

まず、当社から貴法人への2008年7月16日付け回答書においてご説明いたしましたスーパー安心パックの契約内容の変更に関する当社の対応についてご理解いただきましたこと、お礼申し上げます。

貴法人は、通知状において、当社に、貴法人に対する誓約書の送付を求めています。しかし、当社は、スーパー安心パックの契約内容の変更に関する対応は当社の責任・判断において実施されるべきものと考えております。また、通知状において、貴法人が誓約書を求める根拠も明らかにされていません。したがって、誓約書の送付の求めには応じられませんが、当社は、利用者のニーズも踏まえたよりよりサービスの提供のために今後も尽力してまいりまいる所存ですので、今後ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

敬具